

「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」運営規約

令和4年7月22日制定

令和5年6月16日改正

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本組織の名称を「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」とし、通称名を「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」（以下「イニシアチブ」という。）とする。

〔英語通称〕

第2条 本組織またはその活動を外国語により説明する必要があるときは、通称として「Strategic Initiative for a Healthy and Sustainable Food Environment」を用い、略称はHSFEとする。

〔組織の目的〕

第3条 本組織は、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開し、日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指すことを目的とする。

〔組織の活動〕

第4条 本組織は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) イニシアチブの目標の設定と評価
- (2) 食環境づくりに資する研究・データ整備等の推進
- (3) 各参画事業者の SMART 形式の行動目標に関する PDCA プロセス支援
- (4) 国内外に向けた情報発信
- (5) その他本組織の目的に資する活動

〔内部組織〕

第5条 本組織の運営のため、次の各号に掲げる体制を組織し、活動を行う。

- (1) 事務局
 - ・ 各種会議及び行事等の運営に係る事務

- ・ ウェブサイトの運営及び広報に係る事務
 - ・ その他必要と認められる事項
- (2) 運営委員会
- ・ イニシアチブに係る規約等の策定・改正
 - ・ イニシアチブの目標の設定と評価に係る検討
 - ・ 各種行事の検討
 - ・ 食環境づくりに資する研究・データ整備等の推進に係る検討
 - ・ 国内外への情報発信に係る検討
 - ・ その他必要と認められる事項
- (3) 行動目標推進部会
- ・ 各参画事業者の SMART 形式の行動目標に対する建設的な提言、その他の PDCA プロセス支援
 - ・ その他必要と認められる事項
- (4) 参画事業者連絡会
- ・ 参画事業者の行動目標等の相乗的推進に係る検討
 - ・ 運営委員会の参画事業者代表委員の選出
 - ・ その他必要と認められる事項
- (5) その他組織
- ・ 本組織の目的を達成するために必要と認められる事項

〔事務局〕

第6条 本組織の事務局は、厚生労働省及び厚生労働省委託事業者が行う。

第2章 参画事業者

〔参画事業者の資格〕

第7条 本組織の参画事業者となる資格は、次の各号のいずれかに該当する法人で、本組織の目的に賛同し、活動に参画することを希望するものとする。

- (1) 食品製造事業者
- (2) 食品流通事業者
- (3) メディア事業者
- (4) その他事業者

〔参画の原則〕

第8条 参画事業者は、本組織が定める次の参画原則に同意し、活動を行う。

- (1) 栄養面を軸としつつ、環境面にも配慮した、産学官等連携による健康的で持続可能な

食環境づくりに賛同する。

(2) 栄養面・環境面の課題への効果があると見込める有意義な SMART 形式の行動目標を設定する。

(3) SDGs/ESG ウォッシュ※にならない行動目標を設定する。

※ 「ウォッシュ」とは、消費者等への訴求効果を狙い、表面的な取組、見せかけの取組を行うことをいう。

(4) 行動目標設定後、進捗状況を毎年報告する。

(5) 行動目標の進捗状況が原則公表されることに同意する。

(6) 本組織の取組推進を阻害しない。

(7) 反社会的組織・活動に関わりがない。

〔参画事業者の登録〕

第9条 本組織への参画を希望する事業者は、別に定める参画のための手引きに沿った SMART 形式の行動目標を設定し、事務局の指定する方法により申請するものとする。

〔参画事業者登録の暫定登録〕

第10条 別に定める規定に基づき、参画事業者登録から原則1年以内の間は、行動目標を公表しない暫定登録期間とする。参画事業者は、暫定登録期間中に産学官等の関係者との意見交換等を通じ、行動目標を修正することができる。

〔参画の標榜〕

第11条 正式登録をした参画事業者は、別に定める方式に従い、本組織の参画事業者であることを標榜することができる。

〔秘密保全義務〕

第12条 参画事業者は、本組織に関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第13条 参画事業者が本組織に関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、第12条の規定を準用する。

〔会費〕

第14条 参画事業者の会費は、無料とする。

〔退会〕

第 15 条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

〔除名〕

第 16 条 参画事業者が次のいずれかに該当するに至り、改善要求に応じない場合は、運営委員会の判断により当該参画事業者を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第 3 章 運営委員会

〔委員〕

第 17 条 運営委員会は、参画事業者、学術関係者、ESG 専門家、職能団体、市民社会団体等から委員を選出する。

- 2 委員（参画事業者代表委員を除く。）は、事務局において選出する。
- 3 参画事業者代表委員は、参画事業者連絡会において選出する。
- 4 委員の中から委員長を選出する。
- 5 議案に応じ、ESG ファイナンスアドバイザー（金融機関等関係者）の出席を求めることができる。
- 6 議案に応じ、オブザーバーとして関係省庁等の出席を求めることができる。

〔任期〕

第 18 条 委員は、年度ごとに選出する。

〔秘密保全義務〕

第 19 条 委員は、運営委員会を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 20 条 委員が運営委員会において知り得た個人情報の取扱いについては、第 19 条の規定を準用する。

第 4 章 行動目標推進部会

〔部会委員〕

第 21 条 行動目標推進部会は運営委員会の下に設置し、部会委員は、第 17 条第 1 項で規定する委員のうち参画事業者代表委員を除く者とする。

- 2 部会長は原則として運営委員会の委員長を充てる。
- 3 オブザーバーとして関係省庁等の出席を求めることができる。

〔任期〕

第 22 条 部会委員は、年度ごとに選出する。

〔秘密保全義務〕

第 23 条 部会委員は、行動目標推進部会を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 24 条 部会委員が行動目標推進部会において知り得た個人情報の取扱いについては、第 23 条の規定を準用する。

第 5 章 参画事業者連絡会

〔会員〕

第 25 条 会員は、参画事業者登録を行っている全ての事業者（暫定登録期間を含む。）とする。

〔参画事業者代表委員の選出〕

第 26 条 別に定める方式に従い、運営委員会の参画事業者代表委員の選出を行う。

〔秘密保全義務〕

第 27 条 会員は、参画事業者連絡会を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 28 条 会員が参画事業者連絡会において知り得た個人情報の取扱いについては、第 27 条の規定を準用する。

第 6 章 附則

〔改正〕

第 29 条 本規約は、令和 4 年 7 月 22 日から施行する。本規約は、運営委員会と事務局により事前の通知なく改正される場合があるが、改正内容は本組織のウェブサイト等で通

知ることとする。